

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
代表取締役社長 兼 CEO 八木 健

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2024 年 11 月末現在、100 百万円

会社が発行する株式総数 8,000 株

発行済株式総数 531 株

過去 5 年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

委託会社の業務執行の最高機関は取締役会であり、株主総会にて選任された 3 名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主またはその代理人が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。取締役会は、その決議をもって、代表取締役を選任します。取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。また、会社の機関として株主総会、取締役会のほか執行役員会があります。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要な事項の承認等を行います。

取締役会

株主総会にて選任された取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。

執行役員会

最高経営責任者（CEO）、取締役会が指名する取締役、及び全ての執行役員により構成され、当社の業務の執行を行います。運営の詳細は「執行役員会規程」により定められ、取締役会から委任

された事項、取締役会に付議する事項、執行役員会が承認機関となる社内規程等の制定改廃の承認、「業務分掌規程」にて定める各部室の業務内容、各部室の業務に関する運営方針及び人事を含む重要事項、新たな運用商品等を導入する場合の承認、その他執行役員会が業務執行上重要と考える事項についての決議を行うとともに、その結果及びその他経営に関する重要事項を速やかに取締役会に報告を行います。

(b) 投資信託の運用体制

- 1) 日本株式運用部及びグローバル資産運用部（合わせて以下、「運用部」という。）が運用・調査を担当しており、下記の意思決定プロセスに基づき、運用を行っております。
- 2) 意思決定プロセス
 - イ. 運用指図の意思決定は「運用会議規則」に従い、「運用会議」における運用方針書及び運用方針書の変更、運用計画書及び運用計画書の変更の承認プロセスより開始されます。「運用会議」においては上記のほか、発注先金融商品取引業者との新規取引に関する事項、再委託先の選定に関する事項、自社設定投信の投資する投資信託の選定に関する事項が承認され、運用内容に関する事項、トレードコンプライアンス及び運用ガイドライン遵守状況に関する事項、議決権行使の結果、発注先金融商品取引業者との取引状況に関する事項、再委託ファンドの運用状況及び委託事項の遵守状況に関する事項、再委託ファンドの運用体制に関する事項、自社設定投信の投資する投資信託の運用状況及び運用体制に関する事項が報告されます。
 - ロ. ファンド・マネージャーは「運用会議」において承認された運用戦略に基づき、「投資判断者服務規程」、「金融商品の売買執行に関する規則」等に従い、実際の投資活動を行います。

2. 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

2024年11月末現在、委託者の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	56	238,499,167,971
単位型株式投資信託	17	200,147,960,305
単位型公社債投資信託	15	30,013,368,319
合計	88	468,660,496,595

3. 【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。
- (3) 当社の中間財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

科 目	期 別	前事業年度 (2023年3月31日現在)		当事業年度 (2024年3月31日現在)	
		内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金			4,078,832		5,092,768
未収委託者報酬			652,164		927,370
未収運用受託報酬			159,306		180,438
未収収益			120,647		176,142
契約資産			90,451		161,314
特定金銭外信託			200,000		200,000
前払費用			22,121		24,171
未収入金			14,280		8,091
その他			8,643		11,147
流動資産合計			5,346,448		6,781,444
固定資産					
有形固定資産	※1				
建物		254,863		226,116	
車両運搬具		19,655		13,110	
器具備品		35,770		33,762	
リース資産		7,814		5,304	
有形固定資産合計			318,104		278,293
無形固定資産					
電話加入権		768		768	
ソフトウェア		102,023		114,100	
借地権		121		121	
無形固定資産合計			102,913		114,990
投資その他の資産					
投資有価証券		1,614,319		2,198,835	
長期預金		336,171		—	
長期差入保証金		122,368		122,491	
その他		680		657	
投資その他の資産合計			2,073,539		2,321,983
固定資産合計			2,494,557		2,715,267
資産合計			7,841,006		9,496,712

期 別 科 目	前事業年度 (2023年3月31日現在)		当事業年度 (2024年3月31日現在)	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(負債の部)				
流動負債				
預り金		390, 597		701, 537
未払金		100, 164		102, 577
未払手数料	57, 807		60, 585	
その他未払金	42, 356		41, 992	
未払費用		144, 385		127, 169
未払法人税等		380, 932		379, 953
未払消費税等		93, 523		86, 952
リース債務		2, 761		2, 991
流動負債合計		1, 112, 364		1, 401, 182
固定負債				
関係会社長期借入金		4, 125		4, 125
退職給付引当金		147, 074		161, 079
資産除去債務		80, 899		81, 669
繰延税金負債		145, 744		220, 375
リース債務		6, 064		3, 303
その他		640		0
固定負債合計		384, 549		470, 552
負債合計		1, 496, 913		1, 871, 735
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		100, 000		100, 000
利益剰余金		5, 901, 877		7, 009, 299
利益準備金	18, 885		18, 991	
その他利益剰余金	5, 882, 991		6, 990, 308	
繰越利益剰余金	5, 882, 991		6, 990, 308	
株主資本合計		6, 001, 877		7, 109, 299
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		342, 215		515, 677
評価・換算差額等合計		342, 215		515, 677
純資産合計		6, 344, 092		7, 624, 977
負債・純資産合計		7, 841, 006		9, 496, 712

(2) 【損益計算書】

期 別 科 目	前事業年度		当事業年度	
	自 2022年4月 1日 至 2023年3月 31日	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)
営業収益	※1			
委託者報酬		2, 262, 110		3, 250, 541
運用受託報酬		759, 046		809, 264
投資助言報酬		22, 509		28, 859
コンサルティング報酬		933, 502		1, 044, 374
その他		2, 708		—
営業収益合計		3, 979, 876		5, 133, 038
営業費用				
支払手数料		331, 025		394, 256
広告宣伝費		12, 370		22, 302
調査費		198, 781		212, 129
営業雑経費		9, 111		10, 039
通信費	4, 243		5, 041	
協会費	2, 441		3, 035	
諸会費	1, 058		775	
その他	1, 368		1, 187	
営業費用合計		551, 289		638, 728
一般管理費				
給料		1, 491, 535		2, 087, 269
役員報酬	148, 709		159, 000	
給料・手当	496, 518		505, 972	
賞与	846, 307		1, 422, 296	
交際費		14, 344		13, 902
寄付金		1, 170		1, 260
旅費交通費		23, 214		29, 848
租税公課		8, 873		6, 567
不動産賃借料		172, 517		171, 110
退職給付費用		32, 410		26, 627
減価償却費		81, 306		83, 146
情報機器関連費		126, 290		144, 714
専門家報酬		44, 086		58, 659
その他		192, 317		240, 666
一般管理費合計		2, 188, 068		2, 863, 771
営業利益		1, 240, 518		1, 630, 538

科 目	期 別		前事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月 31日	当事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月 31日
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
営業外収益				
受取利息		1, 323		4, 248
為替差益		66, 620		99, 592
投資有価証券運用益		33, 141		32, 458
その他		2, 051		2, 117
営業外収益合計		103, 136		138, 417
営業外費用				
支払利息		123		124
営業外費用合計		123		124
経常利益		1, 343, 531		1, 768, 831
特別利益				
投資有価証券償還益		37, 250		—
投資有価証券解約益		—		643
固定資産売却益		2, 052		—
特別利益合計		39, 302		643
特別損失				
投資有価証券評価損		15, 195		—
固定資産除却損		0		0
特別退職金		—		560
特別損失合計		15, 195		560
税引前当期純利益		1, 367, 638		1, 768, 915
法人税、住民税及び事業税	589, 099		671, 055	
法人税等調整額	△10, 441	578, 658	△10, 624	660, 430
当期純利益		788, 979		1, 108, 484

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計	
	利益準備金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		その他利益剰余金	繰越利益剰余金合計					
当期首残高	100,000	17,292	5,111,535	5,128,827	5,228,827	319,890	319,890 5,548,718	
当期変動額								
剩余金の配当		1,593	△ 17,523	△ 15,930	△ 15,930		△ 15,930	
当期純利益			788,979	788,979	788,979		788,979	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						22,324	22,324 22,324	
当期変動額合計		1,593	771,456	773,049	773,049	22,324	22,324 795,374	
当期末残高	100,000	18,885	5,882,991	5,901,877	6,001,877	342,215	342,215 6,344,092	

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計	
	利益準備金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		その他利益剰余金	繰越利益剰余金合計					
当期首残高	100,000	18,885	5,882,991	5,901,877	6,001,877	342,215	342,215 6,344,092	
当期変動額								
剩余金の配当		106	△ 1,168	△ 1,062	△ 1,062		△ 1,062	
当期純利益			1,108,484	1,108,484	1,108,484		1,108,484	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						173,462	173,462 173,462	
当期変動額合計		106	1,107,316	1,107,422	1,107,422	173,462	173,462 1,280,884	
当期末残高	100,000	18,991	6,990,308	7,009,299	7,109,299	515,677	515,677 7,624,977	

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物の内部造作及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年～18年

器具備品 3年～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は投信投資顧問事業を営んでおり、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね3カ月から6カ月以内に受領しております。

(2) 実績委託者報酬

実績委託者報酬は対象となるファンドの基準価額が、特定のベンチマーク等を上回る場合に当該超過額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づきキャピタル・コミットメント等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年4回、年2回、もしくは年1回受け取ります。当該報酬は投資一任契約期間にわたり収益として認識しております。

(4) コンサルティング報酬

コンサルティング報酬の一部は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね3カ月から6カ月以内に受領する契約となっております。

また、その他のコンサルティング報酬は当社と運用業務提携先との契約に基づきキャピタル・コミットメント等に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金負債（純額）	145,744	220,375

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

このうち繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は前事業年度 87,653 千円、当事業年度 103,823 千円ですが、こちらは将来の会計期間における将来減算一時差異等の解消時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した一時差異等の解消の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	314,150 千円	343,505 千円
車両運搬具	2,454 千円	8,999 千円
器具備品	123,830 千円	134,138 千円
リース資産	4,737 千円	7,247 千円
計	445,172 千円	493,890 千円

(損益計算書関係)

※1 営業収益は、すべて顧客との契約から生じる収益であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首	前事業年度増加	前事業年度減少	前事業年度末
普通株式（株）	531	—	—	531

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月22日 定時株主総会	普通株式	15,930	30,000	2022年3月31日	2022年6月23日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,062	利益剰余金	2,000	2023年3月31日	2023年6月22日

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	531	—	—	531

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,062	2,000	2023年3月31日	2023年6月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,062	利益剰余金	2,000	2024年3月31日	2024年6月25日

(リース取引関係)

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

重要性が乏しいため、注記は省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い預金等の他、ファンド組成のためのシードマネー等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、当社設定ファンドから期末までに日割で計上されたものであり、当該ファンドの決算日の翌営業日に当社に入金されるまでは、信託銀行により分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨預金、外貨建ての営業債権・営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、シードマネーとしてのファンド等、時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

ほぼ全ての営業債権は、当社に入金されるまでは、信託銀行により分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨預金、外貨建ての営業債権・営業債務及び投資有価証券は市場価格及び為替の変動リスクに晒されており、継続的なモニタリングを行うことで、適切なリスク・コントロールに努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,244,310	1,244,310	—
(2) 長期預金	336,171	342,374	6,203
(3) 長期差入保証金	122,368	122,326	△ 41
資産合計	1,702,849	1,709,011	6,161
(1) 関係会社長期借入金	4,125	4,224	98
負債合計	4,125	4,224	98

(注1) 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、特定金銭外信託、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	前事業年度（千円）
組合出資金	370,009

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,761,829	1,761,829	—
(2) 長期差入保証金	122,491	116,758	△ 5,732
資産合計	1,884,320	1,878,588	△ 5,732
(1) 関係会社長期借入金	4,125	4,224	98
負債合計	4,125	4,224	98

(注1) 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、特定金銭外信託、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	当事業年度（千円）
組合出資金	437,005

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,078,832	—	—	—
未収委託者報酬	652,164	—	—	—
未収運用受託報酬	159,306	—	—	—
未収収益	120,647	—	—	—
特定金銭外信託	200,000	—	—	—
長期預金	—	336,171	—	—
合計	5,210,951	336,171	—	—

当事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,092,768	—	—	—
未収委託者報酬	927,370	—	—	—
未収運用受託報酬	180,438	—	—	—
未収収益	176,142	—	—	—
特定金銭外信託	200,000	—	—	—
合計	6,576,720	—	—	—

(注4) 関係会社長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	—	—	—	—	—	4,125

当事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	—	—	—	—	—	4,125

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	1,244,310	-	1,244,310

当事業年度（2024年3月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	1,761,829	-	1,761,829

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	-	342,374	-	342,374
長期差入保証金	-	122,326	-	122,326
資産計	-	464,700	-	464,700
関係会社長期借入金	-	4,224	-	4,224
負債計	-	4,224	-	4,224

当事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	116,758	-	116,758
資産計	-	116,758	-	116,758
関係会社長期借入金	-	4,224	-	4,224
負債計	-	4,224	-	4,224

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2に分類しております。

長期預金

長期預金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の預金に預入れを行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、想定される貸借契約期間において合理的に見積もられた将来キャッシュ・フローを適切な利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を適切な指標に基づく利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	1,218,833	695,654	523,178
小計		1,218,833	695,654	523,178
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	25,477	40,673	△ 15,195
小計		25,477	40,673	△ 15,195
合計		1,244,310	736,327	507,983

当事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	1,761,829	979,933	781,895
小計		1,761,829	979,933	781,895
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
小計		—	—	—
合計		1,761,829	979,933	781,895

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	129,341	147,074
退職給付費用	32,637	26,975
退職給付の支払額	△ 14,905	△ 12,971
退職給付引当金の期末残高	147,074	161,079

(注) 前事業年度の退職給付費用にはソフトウェアへの振替額 227千円、当事業年度の退職給付費用にはソフトウェアへの振替額 348千円が含まれております。

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)	(単位：千円)
非積立型制度の退職給付債務	147,074	161,079	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	147,074	161,079	
退職給付引当金	147,074	161,079	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	147,074	161,079	

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 32,637 千円 当事業年度 26,975 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)	
繰延税金資産			
退職給付引当金	50,871 千円	55,715 千円	
資産除去債務	27,982 ▯	28,248 ▯	
未払事業税	33,980 ▯	45,020 ▯	
その他	12,009 ▯	8,062 ▯	
繰延税金資産の小計	124,844 ▯	137,047 ▯	
評価性引当額	△ 37,191 ▯	△ 33,224 ▯	
繰延税金資産の合計	87,653 ▯	103,823 ▯	
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金	△ 180,963 ▯	△ 266,218 ▯	
その他	△ 52,435 ▯	△ 57,980 ▯	
繰延税金負債の合計	△ 233,398 ▯	△ 324,198 ▯	
繰延税金資産(負債)の純額	△ 145,744 ▯	△ 220,375 ▯	

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)	
法定実効税率	34.6 %	34.6 %	
(調整)			
役員給与等永久に損金に算入されない項目	7.4 %	9.3 %	
住民税均等割等	0.0 %	0.0 %	
評価性引当額の増減	0.4 %	0.0 %	
所得拡大促進税制による税額控除	- %	-6.5 %	
中小法人の軽減税率	-0.1 %	-0.1 %	
その他	0.0 %	0.0 %	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.3 %	37.3 %	

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から18年～38年と見積り、割引率は0.41%～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)		(自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	
	期首残高	80,142 千円	80,899 千円	—〃
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	〃	—	〃
時の経過による調整額	757	〃	769	〃
期末残高	80,899	千円	81,669	千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客からの契約から生じた債権(期首残高)	686,988	940,596
顧客からの契約から生じた債権(期末残高)	940,596	1,283,951
契約資産(期首残高)	—	90,451
契約資産(期末残高)	90,451	161,314

契約資産は、プライベート・エクイティ・ファンドにおける運用業務提携先とのコンサルティング契約について、履行義務の充足に伴って認識された収益のうち未請求の対価に対する当社の権利に関するものです。契約資産は、契約条件により対価に対する当社の権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該履行義務に係る対価は、運用業務提携先との契約に定められた支払条件に従って請求し、受領する取決めとなっております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務を行っており、これらを集約した単一セグメントを報告セグメントしております。

従いまして、報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
3,027,784	796,141	155,950	3,979,876

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
4,065,600	852,243	215,194	5,133,038

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ペ化ユー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区	10,000	持株会社	被所有直接 100%	役員の兼任あり	利息の支払	123	未払費用	154
							資金の借入	—	関係会社長期借入金	4,125

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ペ化ユー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区	10,000	持株会社	被所有直接 100%	役員の兼任あり	利息の支払	124	未払費用	154
							資金の借入	—	関係会社長期借入金	4,125

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件を勘案して決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2022年4月1日至2023年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)
役員	都丸 伸顕	—	—	当社監査役	—

関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
業務委託	税理士報酬	19,588	未払金	11,875

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般の取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 2023年4月1日至2024年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)
役員	都丸 伸顕	—	—	当社監査役	—

関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
業務委託	税理士報酬	39	未払金	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ベイビュー・ホールディングス株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	11,947,444 円 21 銭	14,359,656 円 30 銭
1株当たり当期純利益金額	1,485,836 円 94 銭	2,087,541 円 65 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	788,979 千円	1,108,484 千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	788,979 千円	1,108,484 千円
普通株式の期中平均株式数	531 株	531 株

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額	6,344,092 千円	7,624,977 千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	6,344,092 千円	7,624,977 千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	531 株	531 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 【中間貸借対照表】

科目	当中間会計期間 (2024年9月30日)	
	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		5, 398, 022
未収委託者報酬		521, 524
未収運用受託報酬		132, 831
未収収益		157, 775
契約資産		179, 642
特定金銭外信託		200, 032
前払費用		25, 072
未収入金	※1	8, 554
その他		34, 151
流動資産合計		6, 657, 609
固定資産		
有形固定資産	※2	262, 975
無形固定資産		115, 120
投資その他の資産		2, 535, 426
投資有価証券		2, 407, 182
その他		128, 243
固定資産合計		2, 913, 522
資産合計		9, 571, 131

科目	当中間会計期間 (2024年9月30日)	
	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		44,733
未払金		84,429
未払手数料	59,981	
その他未払金	24,447	
未払費用		130,944
未払法人税等		449,526
未払消費税等		27,624
賞与引当金		250,570
その他		2,761
流動負債合計		990,589
固定負債		
関係会社長期借入金		4,125
退職給付引当金		149,170
資産除去債務		82,060
繰延税金負債		102,625
その他		1,922
固定負債合計		339,905
負債合計		1,330,494
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		100,000
利益剰余金		7,698,010
利益準備金	19,097	
その他利益剰余金	7,678,912	
繰越利益剰余金	7,678,912	
株主資本合計		7,798,010
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		442,626
評価・換算差額等合計		442,626
純資産合計		8,240,636
負債・純資産合計		9,571,131

(2) 【中間損益計算書】

科 目	當中間会計期間 自 2024年4月 1日 至 2024年9月 30日
	金 額 (千円)
営業収益	
委託者報酬	1,443,685
運用受託報酬	403,098
投資助言報酬	20,640
コンサルティング報酬	633,880
営業収益計	2,501,305
営業費用	438,297
一般管理費	1,027,047
営業利益	1,035,960
営業外収益	72,575
営業外費用	50,664
経常利益	1,057,871
特別損失	0
税引前中間純利益	1,057,871
法人税、住民税及び事業税	449,838
法人税等調整額	△ 81,739
法人税等合計	368,098
中間純利益	689,772

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計	
	利益準備金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計	繰越利益剰余金				
当期首残高	100,000	18,991	6,990,308	7,009,299	7,109,299	515,677	515,677	7,624,977
当中間期変動額								
剩余金の配当		106	△ 1,168	△ 1,062	△ 1,062			△ 1,062
中間純利益			689,772	689,772	689,772			689,772
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)						△ 73,051	△ 73,051	△ 73,051
当中間期変動額合計		106	688,604	688,710	688,710	△ 73,051	△ 73,051	615,659
当中間期末残高	100,000	19,097	7,678,912	7,698,010	7,798,010	442,626	442,626	8,240,636

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物の内部造作及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年～18年

器具備品 3年～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は投信投資顧問事業を営んでおり、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね3カ月から6カ月以内に受領しております。

(2) 実績委託者報酬

実績委託者報酬は対象となるファンドの基準価額が、特定のベンチマーク等を上回る場合に当該超過額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づきキャピタル・コミットメント等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年4回、年2回、もしくは年1回受け取ります。当該報酬は投資一任契約期間にわたり収益として認識しております。

(4) コンサルティング報酬

コンサルティング報酬の一部は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね3カ月から6カ月以内に受領する契約となっております。

また、その他のコンサルティング報酬は当社と運用業務提携先との契約に基づきキャピタル・コミットメント等に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間（2024年9月30日）

※1 未収入金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額 2,604千円

※2 有形固定資産より控除した減価償却累計額 515,846千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

※1. 減価償却実施額は次のとおりであります。

有形固定資産 22,200千円

無形固定資産 18,346千円

※2. 営業外収益の主要項目は次のとおりであります。

投資有価証券運用益 67,409千円

※3. 営業外費用の主要項目は次のとおりであります。

為替差損 50,602千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	531	—	—	531

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,062	2,000	2024年3月31日	2024年6月25日

(リース取引関係)

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

重要性が乏しいため、注記は省略しております。

(金融商品関係)

当中間会計期間（2024年9月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	1,902,767	1,902,767	-
(2) 長期差入保証金	122,672	115,311	△ 7,360
資産計	2,025,439	2,018,079	△ 7,360
(1) 関係会社長期借入金	4,125	4,224	98
負債計	4,125	4,224	98

(注1) 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、特定金銭外信託、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	当中間会計期間 (千円)
組合出資金	504,415

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 長期差入保証金は事務所及び従業員社宅の賃借契約に伴う敷金であり、時価については当該保証金を一定の期間大口定期預金に預け入れた場合の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注4) 関係会社長期借入金は親会社からの借入金であり、時価は元利金の合計額を新規に金融機関から同一の条件で借入を行う場合の利率を用いて割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2024年9月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	1,902,767	-	1,902,767

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2024年9月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	115,311	-	115,311
資産計	-	115,311	-	115,311
関係会社長期借入金	-	4,224	-	4,224
負債計	-	4,224	-	4,224

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2に分類しております。

長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、想定される貸借契約期間において合理的に見積もられた将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間（2024年9月30日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	①株式	-	-	-
	②債券	-	-	-
	③その他	1,656,632	979,933	676,699
	小計	1,656,632	979,933	676,699
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	①株式	-	-	-
	②債券	-	-	-
	③その他	246,135	250,000	△ 3,865
	小計	246,135	250,000	△ 3,865
合計		1,902,767	1,229,933	672,834

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当期首残高	81,669 千円
時の経過による調整額	391 千円
当中間会計期間末残高	82,060 千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産の残高等

(単位：千円)

	当中間会計期間
顧客からの契約から生じた債権（期首残高）	1,283,951
顧客からの契約から生じた債権（中間期末残高）	814,735
契約資産（期首残高）	161,314
契約資産（中間期末残高）	179,642

契約資産は、プライベート・エクイティ・ファンドにおける運用業務提携先とのコンサルティング契約について、履行義務の充足に伴って認識された収益のうち未請求の対価に対する当社の権利に関するものです。契約資産は、契約条件により対価に対する当社の権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該履行義務に係る対価は、運用業務提携先との契約に定められた支払条件に従って請求し、受領する取決めとなっております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務を行っており、これらを集約した单一セグメントを報告セグメントしております。

従いまして、報告セグメントが单一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
1,850,489	536,620	114,195	2,501,305

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

1 株当たり純資産額 15,519,089 円 99 銭

1 株当たり中間純利益金額 1,299,006 円 72 銭

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

1 株当たり純資産額の算定上の基礎

純資産の部の合計額 8,240,636 千円

純資産の部から控除する合計額 一

普通株式に係る中間期末の純資産額 8,240,636 千円

1 株当たり純資産額の算定上に用いられた 531 株

中間期末の普通株式の数

1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

中間純利益金額 689,772 千円

うち普通株主に帰属しない金額 一

普通株式に係る中間純利益金額 689,772 千円

普通株式の期中平均株式数 531 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月24日

ベイビューアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 小杉 真剛
業務執行社員

指定社員 公認会計士 後藤 秀洋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベイビューアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベイビューアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月19日

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 大橋 瞳
業務執行社員

指定社員 公認会計士 後藤 秀洋
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

公開日 2025年1月6日
作成基準日 2024年12月19日

本店所在地 東京都千代田区一番町29-1 番町ハウス
お問い合わせ先 コンプライアンス室